

石運輸第868号
石運整第352号
平成29年12月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者 殿

北陸信越運輸局
石川運輸支局長



一般貸切旅客自動車運送事業の営業所において義務付けられる
運行管理者選任数変更への対応の徹底について

一般貸切旅客自動車運送事業における運行管理者の選任に関しては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）により選任数等が定められており、「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成28年11月15日国土交通省令第78号）の公布に伴い、運輸規則が一部改正され、その施行日である平成29年12月1日以降は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとの運行管理者の必要選任数が引き上げられ、原則として営業所ごとに最低2名の運行管理者の選任が義務づけられているところです。

つきましては、改正運輸規則により運行管理者数を増加させる必要のある営業所（以下「運行管理者数不足営業所」という。）にあつては、施行日をむかえるにあたり、下記事項について遺漏なく対応下さるよう願います。

記

1. 運行管理者数不足営業所であつて、すでに必要数の運行管理者を確保・選任しているものの、届出を行っていない場合にあつては、速やかに当運輸支局検査整備保安部門に届出を行うこと。
2. 運行管理者数不足営業所であつて、必要数の運行管理者を選任できていない営業所にあつては、施行日である平成29年12月1日以降、運行管理者数不足の状態で行わないこと。
3. 上記2. の場合については、営業所の統廃合、事業の休止、営業所の廃止等所要の対応を行う必要があるため、当運輸支局輸送監査部門へ速やかに手続きの確認を行うこと。

以上